



○政府委員(柳原亨君) 統計基準局といたしましては、各省庁におきますところの統計の基準を作りまして調整をいたしまして、いろいろふうに統計をそれというふうに言つておきを願えればいいんではなうに御了解おきを願えればいいんではないかと私は思つております。

○伊藤彌道君 本年度の各省庁の統計の力点は、いろいろなものがあるうと思ひます。省庁によつて違おうと思ひます。そういう点について、概要でよろしいですが、お話下さい。

○政府委員(美濃部亮吉君) 毎年、先ほど申し上げました各省の予算について大蔵省にメモランダムを出します場合に、どういう点に最も力を置くかということを、冒頭に述べることにしております。それで、今年度の一番力点を置きました点は二つございまして、一つは一九六〇年、ちょっと二年先のこととございますが、人口一一日本で申します国勢調査と、それから農業調査、それから住宅に因する調査と、これを世界の各國が一齊にできるだけ同じ企画でやるというのが、国際連合を中心として計画が進められております。そして、そのためのトレーニング・センターが、今年アジア地域の国々を中心といたしまして、東京で三ヶ月にわたつて開かれるとこにもなつておりますので、第一の力点、これは非常に大がかりな調査であります。

ござりますので、もうことしから準備にかかるなければなりませんので、その準備をするといふことが第一の力点に置かれています。

それからもう一つは、私たちの方で申します産業連関表というのでございまが、これはわれわれの計画は、昭和三十年度をとりまして、それを非常にこまかい産業部門ごとに分つて、その各部門がどのくらいずつ生産して、その生産したものを持ちうる部門とのくらい売ったかと、いづれ細な表を産業連関表と申します。これがございませんと、ある一つの経済的現象が起つた場合に、たとえば鉄鋼を増産しようという場合に、あるいは輸入があえるという場合に、それが経済全般にどういう影響を及ぼすかということを具体的につかむことができませんので、この表は、長期計画とか、景気予測とか、その他経済政策を立てます上に、絶対必要な条件なんです。これを作ることを数年来努力しておりますのでですが、なかなか予算がとれませんでしめたのを、今年はその予算をとつて、産業連関表を作るということに第二の力点を置きまして、あまり多い額ではございませんが、七百万円でござりますけれども、予算をつけていただく。この二点が来年度の統計調査におきましては最大の力点を置いた点でござります。

かれております。統計吏員でござりますが、件費をまかなつております。これは全体で三千名をちょっととござりますが、身分は地方公務員になつておりますが、全額國庫負担であります。このほかに、農林省には御承知の統計事務所というのがございまして、これは一万名ちょっとと見える人數が配属されておりまして、これは農林省の職員として統計事務に従事しております。そのほか厚生省、労働省、通産省、それぞれ出先の機関を持つておられます。その出先機関が統計調査の事務を行なうことが多くございますが、しかし、統計調査の組織自体といたしましては、各県に置かれております全額國庫負担でまかなつておる統計機関と、それから農林統計事務所に配属されております農林省の職員、これが純粹の統計関係の地方統計組織だといふように申し上げらるると思います。

用も全部都が流しております。兎実問題いたしましては、逆に県本体統計がわれわれの方が負担しております。人員を使つてやられるという場合方が、ときどき起ります。そのことがかえつて大蔵省などで問題になることがあります。必要であるにもかかわらずけなんでございます。しかし、われの立場いたしましては、県べーの統計といふものは非常にくれております。必要であるにもかかわらず県自体の行政のための統計といふものは非常にとられておりません。国とて県ベースのための統計といふものどうしても発達させる必要がある思つておりますので、国の統計調査差しつかえない限り、統計事務といふことは非常に繁閑がございますので、國務が非常にひまなときには、県本体統計のために若干使われるといふことは默認しております。従つて、負担ふえるということよりも、むしろ國県ベースの統計を國の費用その他よつて援助しているというのが、統の部面においては実情であろうと思ます。

市で兼をおまにうん性う思り交い計にががとの事うにともしの・おスわわとのまの

町村にまで押し進めまして、全額国庫負担の吏員を市町村にも一人づつ置くということをやつております。非常に効果が上つたんでございますけれども、これは平衡交付金ができます場合に平衡交付金の中に入れられてしまつて、国の全額負担の統計専任の職員というものを市町村に置けなくなつておるんでござります。そのために、市町村のベースでは兼務の者がその場合には非常に多くなりまして、そのためには支障を来たすといふこともござります。それでござりますから、私たちとしては、前のようく、市町村にも全額国庫負担の専任の統計職員を置きたいということを熱望しておりますけれども、これはまだ実現するところまで行つております。

いいます。従つて、これは調査が行われるときに、そのときだけ任命するといふもので、非常勤と申しますか、そのため一般の民間の中から一定の報酬をえてやつてもらうといふ以外にやりようがございません。もちろん、それを集めて常勤調査員というのを置くとか実現できない。どこの国も、調査員は調査ごとに任命して、そうして一定の報酬を手えて、そうして調査が終つたらばおしまいにするという形になつております。しかし、そこで集めました調査票を統計にまで作成いたします経過につきましては、すべて今の町村のベースにおいては、ほかの事務と兼任しております。任しておる人もござりますけれども、非常勤を使つということは、全くございませんで、調査票が集まつてから統計表を作成するまでは、すべて専任の職員にやらせております。ただ問題のは、最末端の調査員に対する日当が非常に安いございまして、一日今二百十円になつております。もちろんこれで八時間全部働くわけではございませんが、それにして、二百十円といつのあまりに安いりますので、毎年大蔵省にその増額を要求しておりますけれども、何分調査員というのは、大きい調査になりますと、何十万人と使うものでございますので、なかなか増額ができないで困窮しておる次第でござります。

適正化法という法がありますね、それになると、補助金に違反になることは明らかなんですが、そういう事実はありませんか。

○政府委員(美濃部亮吉君) それはおら各県に流しまして、そうしてその二百十円が各調査員の手に渡るはずでござりますし、もしそれが渡らなければ、途中で何らかの形における不正が行われているわけでございます。もちろん、その調査員に与えるべきものをございません。しかし、そういうふうな警告しておるが、今までの歴史になかつたわけではありません。しかしながら、そういう場合には、嚴重に警告しております。それから統計委託費は、今のお話の適正化法の適用は受けないものだそうでござります。しかしながら、私たちの方は嚴重に監督して、最近はもうそういうことはないと言つて差しつかえないと思われます。かつては確かにそういうことがありました。私たちの方も非常に問題にしたことがございますが、今はないと申し上げていいと思います。

○伊藤顯道君 これの関係で、統計審議会といらのがあるうと思います。それの立場とか使命とということについて、御説明を願いたいと思います。

○政府委員(美濃部亮吉君) 行政管理庁に統計審議会といらのがございまして、これはただいまは有沢廣巳氏が委員長をしておりまして、東畑先生、それから中山先生、東大の山内先生、それから各省の統計調査部を持つている

部長が委員になつて、毎月一回、これらについては行政管理庁長官の諮問に答えるという任務を持つております。それで、これは、ただいま申し上げましながら、毎月一回常時開かれまして、重要問題につきましてはほとんどすべて御相談をいたしまして、そうしてその御意見にできるだけと申しますか、ほとんど全部従うということにしております。

○伊藤顯道君 今度の改正で、もしが通れば、統計官の資格といふことがきまるわけですが、この資格があつて統計官になる場合ですね、いろいろ業務の違つた場合、いろいろ研修とか講習といふことが特に持たれるのかどうか、そういう適正な方法をば考えられていているのかどうか。

○政府委員(農漁部亮吉君) 統計の研修につきましては、總理府統計局に統計職員養成所といふのが、半力年の修業期間で開かれることになつております。これはもう数年来続けられましや統計職員の養成機関で、今は私はつきり数字は覚えておりませんけれども、千人をこえる卒業者があるので、ここには非常に優秀な先生方にも来ていました。だましまして、ここを卒業すればつづぱりな資格を備えるということになつております。それから、そのほかにも、統計官といふよりは、むしろ吏員などごとく各地方も、私たちの方が援助して、います。統計主事の研修については、中央でも研修をいたしておりますし、まことにきめられております。これは、

○伊藤類道君　統計法の十五条第二項の規定について、具体的な場合を一つ伺っておきたいと思います。

○政府委員(美濃部亮吉君)　この規定は非常に統計法の中でも実は大切なものです。ございまして、指定統計になりますと、一般的の国民は申告の義務がござりますし、それから虚偽の申告あるいは理由なくして申告を拒否する場合には、罰せられることになつております。それだけ国民に負担をかけますので、それに対応いたしまして、官庁の側といたしましては、個票の秘密を守ると申しますか、答申したことから不利な影響を一般国民には与えないということを確約する必要がございます。それで、もちろん職務上知り得た秘密を漏らすということも罰せられますけれども、それ以上に、個票を統計表を作成する目的以外に使う場合には、使つてはいけないということを厳重に規定しておるわけでございます。その場合に、統計作成が目的と申しますのは、私たちは非常にできるだけ狭く解釈をいたしまして、たとえば国勢調査のための個票であつたならば、国勢調査を作るということ以外には使えないというふうにあれしております。

ところが、その個票をほかの統計を作るために使うという場合がしばしば出て参ります。たとえば国勢調査の個票を使いまして、ある県の人口の増加の速度をはかりたいとか、日本の特別な女の妊娠率をはかるとか、初め予定いたしました以外、国勢調査以外に使

り別の統計を作る、しかもそれは有用であるという場合などが出て参ります。そういう場合には、行政管理厅長官の許可があれば使ってよろしいといふことになつております。しかしながら、われわれのプリンシップいたしましては、そういうふうにほかの統計を使う場合には、事後でも、場合によつては許す。しかしながら、一般行政のために使うという場合も出て参ります。これは、指定統計の承認を得ますときにそういう条件を付して承認を得て、そして統計をとるときにそういうことにも使われるといふことが明示されてしまう場合には、絶対に諂さないといふプリンシブルをとつておりまして、この点に関しては、特に嚴重な態度をもつて臨んでおります。

が常勤の専任職員が約九百人ぐらいで、非常勤が千七百名ぐらい、合計して二千六百名——二千五百名をこえるという人員だと思われます。

それで、今の御質問の統計基準局と統計局との違いでござりますが、統計局は、各省に所屬しない統計調査を実際にに行う機関でございまして、具体的に申しますと、國勢調査とか、労働力調査とか、家計調査とか、物価調査とか、消費者物価調査とか、そういう実際の調査を行なつておりますのが統計局でございます。

それから統計基準局は、ただいまのところ人員が四十二名おりまして、これは実際の調査には全然触れません。各省の行います統計調査の総合調整をすることが職務でございます。それで、総合調整をいたします手段といったしましては、官庁の行います統計調査は、すべて事前に統計基準局の承認を得ることになつております。承認がなければ、官庁の統計調査はできないと、いう建前になつておりますて、われわれは官庁の行おうとします統計調査をすべて厳重に検査いたしまして、それが正確に行われるかどうか、最小の国民の負担で最大の効果が上のかどうか、それからほかの統計との比較ができるようになっているかどうかといふような点を検討して、一々承認を与えます。そうして承認を与えますと、承認番号というものがつきまして、承認番号のないものはつまりもぐりの統計調査だということが国民にわかるようになっております。

それでございますから、一言で言うならば、統計局は実際の統計調査を行なう役所でございますし、統計基準局は

各省の行ないます統計調査の総合調整をすることを任務とする役所であるといふに申し上げていいと思います。

○島村軍次君 大体の大分けのところはわかりましたが、内容を拝見してみますと、統計法のうちには基準局に委任するような事項がだいぶあるようです。そこで、そういう委任する事項と、みずからやる仕事との区別は、うまくつけ得るのですか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 少し御質問の趣旨がわかりかねるのでございますが、長官が統計基準局長に政令に基いて委任できる権限というのは、指定統計及び統計報告調整法に基く承認の権限でございます。これは非常に技術的な、専門的な知識を必要といたしまでの、ほかの国の法律にもございませんのですが、そういう非常に専門的な技術を備えた人でないと果して承認しているものか悪いものかわからぬということから、その権限はそういう専門的知識を備えている統計基準局長に委任することができるという規定を特に統計法に入れただけなのであります。そのことはほかの業務と何ら差しつかえなく、結局、指定統計及び統計報告調整法に基く承認は、統計基準局長限りの判決で済むということになるわけでございます。しかし、それだけに責任が重いわけでございますから、慎重に承認を与えるということになるわけでございます。

○島村軍次君 統計局の内容についての説明はただいまお話をありましたが、そのうち、常勤及び非常勤とうなつておられるようですが、非常勤とうのは調査員のことですか、あるいは臨時の職員という意味ですか。そし

てそれは、今度定員法の改正についてはどういう関係を持つのですか。

○政府委員(美濃部亮吉君) 非常勤の人の多くは、集計の計算をいたしまして、それからコーディングと申しますと、分類をいたしましたり、そういう職務をする人たちでございます。それは大きい調査、たとえば国勢調査のような調査が始まると、急に増大いたしますし、それがないときには減るという、非常に増減の激しいものでございますので、非常勤になつております。それで今度の定員法の改正によりまして、その非常勤のどのくらいの部分が私存じませんが、相当の部分が常勤に変るという話を聞いております。それは、そういうふうにして集計事務に当る者を非常勤のうち、今の統計調査その他が複雑になつて参りますので、その非常勤のうち、今の統計調査の増減によつて減つたりふえたりして参りましたのですが、だんだん統計調査その他の複雑になつて参りますので、その非常勤のうち、今の統計調査の増減によつて減つたりふえたりしない部分、いつでも要るという部分がだんだんふえて参りましたので、その部分を常勤に変えたのだろうと思われます。

て、全部の者が今度の法律改正によつて吸収し得る、で、直ちにその者はそも統計主事と同じ資格要件を必要とするというふうに、統計法に書かれていたわけなんでございます。それが二十五年の改正のときにG.H.Qの方の示唆によりまして、こういうことは国家公務員法の規定によって定めるべきものだといひので、私たちの方は、統計官も統計主事と同じ資格要件を要るものだとして法案を出したのでござりますが、削られて、国家公務員法の規定によりとりうことになつたわけなんでございます。それで、それを受けまして人事院規則ができまして、そして暫定的に統計官も統計主事と同じ資格要件を必要とするのだといひ規則が一時出たわけなんでござります。ところが、国家公務員の職階制に関する法律が出来まして、これは職級ではなくて、便宜上与える名前であつて、それは人事院がきめないで各省にまかせるべきものだといひことで、人事院規則も廃止になつたわけでございます。それ以後、一応形式的には、統計官の資格要件といらは法律的にはないということになつたわけなんでございます。

者を任命しているという事が事実だつたわけでございます。しかしながら、そういうふうにいつまでもはうつておるのは非常にまずいわけでございます。それだから、この際統計法の中にきちんと統計主事と同じような資格要件を規定したいというわけでございます。それでござりますから、こういう資格要件を統計法の中に規定いたしましたが、今まで統計官に任命されました者は、ほとんどすべてこの資格要件を備えているものだといって差しつかえない状態になつております。

○八木幸吉君 統計基準局は、各省の行ら統計の元締めといふわけでござります。

つまり、その基準を指令するといふと、そのとおりですけれども、

○政府委員(美濃部亮吉君) 指令するといふ立場ではございません。つまり、統計調査をやろうとすれば、われわれの方の承認を得なければなりません。ここはこう変えろということは言えませんけれども、こうのでは指定期間を定めることができないと、いえば、やはり変えざるを得なくなります。ある意味においては、各省の行ら統計調査の元締めだといふふうに言つてもいいかと思われます。それですから、ごく簡単な言葉で言うなれば、統計における法制局のよな役目をしているといふように御理解願いていいのではないかと思います。それからもう一つは、基準を設定するといふ任務がございまして、たとえば産業分類とか職業分類とか、そういう分類をきめるとか、あるいは統計調査に使われる定義はこうしなければならぬとかということをきめるわけでござい

ます。それも、こうしろときめましません。しかしながら、も、こうしろということはできません

けれども、そういう定義なり分類なりを使わなければ、指定統計なり統計報告調査法の承認を与えないという消極的の意味において、そういうきめました

基準を強制する能力は持つておるわけでございます。

○八木幸吉君 そこで、各省ですべての件費を寄せておられます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 予算の方は、人件費が、この統計職員とそのほかと非常に明瞭に区別できませんの

で、あまりはつきりとできませんが、人件費を入れませんで、毎年約十八、九億でございます。それから人件費を入れますと、二十五、六億でございま

すか、その見当でございます。

○政府委員(美濃部亮吉君) 今、總理府の統計局の

お話をありましたけれども、定員は約九百名、そのほかにまあ相当非常勤の職員がある。それから、たとえば農林省には、御承知の通り、地方の統計調

査事務所、一万一千人以上おる。そのほかに非常に勤がおる。あるいは農林省

の本省経済局には水産統計など、農林統計、作物統計、労働省には御承知の通り労働統計調査部があるし、厚生省には厚生の統計調査部があるといふ

うに、まあ統計という字のはつきり出

ます。それも、こうしろときめましません。それは誤まりでございますから、御訂正

の本省の中央の人員の約平均して一割五分ぐらいがこういったような名目で、これが各省にわたつておる。

そこで私の伺いたいのは、今かりに資料をお持ちでなければ、あとで御訂正いただけばけつこうですけれども、

指定統計などいう厳格な意味での統計と、いわゆるそうじゃない、もう少し広義の統計との、全各省庁局にわたりて、何人ぐらいでどれくらいの一

体予算を毎年使つておるか。と申しますのは、私が、相当各省の統計事務と

いうものがダブつてるものがあるんじやないか、これは簡素化しなくちや

ならないとこから原因が出て参りますが、一番顕著な事例は、就業労働者数であるとか、失業者数であるとか、あるいは産業別

の従業者数であるとか、あるいは家族労働者の数であるとか、いろいろなものが、相当多く食い違います。これはい

うの、こういう観点で何うんだけれども、その資料を御提出いただきたいといふことがでございます。

それから、もう一つ伺いたいのは、統計の正確度ですね。たとえば食糧統計等にいたしましても、相當多くの、

今申しましたように、農林省では人を

使うておる。ところが、各府県でやつておるこれでも、やはり相当の調査をしておる。その帳じりがみんな合うか

といふこと、相当大きな差がある。それ

は一体どこからそういう不正確が出てくるか、これを正確にするにはどう

いうふうな方法を考えているのか。まあ

あ食糧を例示的に申し上げますけれども、その正確度を保つためのお考は

はなかなか判定しにくいのですから、それが理論的に一つにする確定的な

ふうに数字が違つたときはどうするか、ということですが、これは大問題で、同じ官

府、政府が一体違つた二つの数字を出していいのか、一本にすべきでないといふ

いう問題があるわけでございます。私は一本にすべきでないといふ

といふことをお尋ねします。

○政府委員(美濃部亮吉君) 初めの資料はさつそく調べて提出いたします。

それから訂正いたしましたが、統計局

なる。それだけを取り出しまして、あとはほ

うつておけばいいわけですから、人間

でございますから、めんどくさいもので、取り方が少くなるわけでござい

ます。それが今度悉皆調査ですと、みんな分類しなければならぬもので多く

利用者を迷わせるということもござい

ますけれども、それはこういうわけで

く書いて、そうして違うなら違つたよう  
に正直に出すべきだというふうに私  
は考えております。しかし、それがあ  
まりに利用者をまどわす可能性があ  
る場合には、どつちかを発表しないと  
いうふうなこともいたしたいと思つて  
おりますけれども、それからまた、で  
きるだけは同じような調査の数字は同  
じに出るよりに懸念努力はいたします  
し、それが違いました場合には、なぜ  
違つたかということをことんまで突  
きとめて、そしてその次にはそういう  
違いが、出ないようにはできませんけ  
れども、できるだけ少くするよう努  
力するといふうにしております。が、  
やはりどうしても出て参ります。  
**○委員長(藤田進君)** 他に御発言もな  
ければ、本案については、本日はこの  
程度にとめます。  
ちょっと速記をとめて。  
**〔速記中止〕**  
**○委員長(藤田進君)** 速記を起して下  
さい。  
**○委員長(藤田進君)** 次に、同じく先  
議案件であります通商産業省設置法の  
一部を改正する法律案を議題といたし  
ます。  
本案につきましては、さきに提案理  
由の説明を聴取いたしましたのであり  
ますが、本日は、まず本案内容につい  
て説明を求めます。  
**○政府委員(齋藤正年君)** 設置法の一  
部改正法案に關して、簡単に御説明を  
申し上げます。  
通商産業省設置法の一部を改正する  
法律案の要綱といふものをお配りして  
ござりますので、これによつて御説明  
をいたしたいと思います。  
今度の改正をお願いいたします項目  
は、四項目でございます。第一は、通

商局に振興部を設置したい。で、部を設置する際に、意匠に関する事務の一部を通商産業省に加えたいということでおざいます。現在、通商省には、内局として九つ局がございます。しかし、通商局は、そのうちで飛び抜けて大きな世帯でございまして、四百人以上の民間がおりまして、課が十五あるということで、これの業務の管理につきましては、現在でも非常に困難いたしております。

で、通商局の仕事は、大まかに申しまして、三つの仕事がございまして、一つは貿易の管理に関する事務、すなわち輸出の承認とか、あるいは輸入の外貨の割当というような貿易管理に関する仕事と、それからもう一つは、通商協定の締結でありますとか、あるいは通商に関する調査でありますとか、そういう仕事、それからもう一つは、輸出振興に関するいろいろの施設を運営する仕事、すなわち通商に関する団体の指導監督でありますとか、あるいは輸出品の検査でありますとか、そういう輸出の振興の施設に関する仕事が三つござります。最初に申しました貿易の管理事でありますとか、あるいは輸出保険、これは国営でやつてあります、その特別会計に関する仕事であります。最初に申しました貿易の管理事でありますとか、あるいは輸出保険、これは国営でやつてあります。従つて、從来次長が二人おりますが、そのうち、貿易管理と通商振興の仕事だけは、ややほかの二つの仕事を異なっておりますので、これだけは局長を補佐して参ったわけでござりますが、そのうち、貿易管理と通商振興の仕事だけは、ややほかの二つの仕事と異なっておりますので、これだけは

を切り離しまして、振興部といふものを作りまして、部長として専任に所管をしてもらいたい、こういうふうにわれわれは考えたわけでございます。それで、今度この国会にすでに提案されております日本貿易振興会法案と、いうものがござりますが、從来貿易振興の中核団体をなしでおりました海外貿易振興会といふものを作り、日本貿易振興会といふものを作り、それによつて貿易振興の仕事を定期的に強化したい。予算も本年度十二億の予算でございますが、それが十七億ばかり、四割ぐらいふえまして、非常に貿易振興の仕事がふえましたので、それから先ほど申しましたデザインに関する仕事を取りまとめて、大いに推進したいということ、この二つの理由から、あらためて貿易振興部というものを一つ作りたいということで、提案を申し上げたわけであります。

それから第二は、輕工業局にアルコール事業部といふものを設置したいということで、これは現在通産省でアルコールの専売をいたしております。工業用のアルコールでござりますが、専売をいたしておりまして、その業務が軽工業局の所管になつてゐるわけであります。で、現在は組織令にアルコール事業長といふものを規定いたしました。それが事実上専売関係の事務を統括しています。今回それを設置法の中では、はつきり部といふ形に独立させた方がいいということで、そういうことをお願いすることになつたわけであります。これはアルコールの専売が他の一般の行政事務と全然異なりまして、工業用アルコールの製造あるいは買い上げ、あるいは販売、あるいは他の用途への流用の防止など、よくな、一般

行政事務と全然異なった仕事でございまして、これを一人の主任者ががはつきりした権限をもって管掌するといふことが、事業の性質上適當であるといふうに考えまして、そういう関係で新しく設置法上の部としてお認めを願いたいと、こういうことがあります。それから第三番目は、金沢の織維製品検査所に高岡支所というものがござります。これは富山県高岡市にあるわけでございます。織維製品検査所と申しますのは、輸出用の綿人絹織物といふものを検査いたしているところでござりますが、高岡支所の所管する業務が非常にふえましたので、あらためて本所に昇格したいということであります。本所と支所との違いは、本所におきましては、検査で合格せしめることにして、若干疑点がありました場合は、所長の決裁でその場で決定ができますが、支所の場合は、一々本所まで伺ひを立てなければならない。場合によつては、現品を持って行かなければならないという点で、非常に不便であります。金沢と高岡との間は、汽車で三時間ぐらいかかるそうです。非常に地方の方が不便を感じているということで、本所に昇格したい、こういうことであります。

それから第四番目は、特許庁に工業所有権研修所といふものを作りたいということでございます。特許庁は最近非常に出願がふえまして、事務が激渋をいたしております。その点で国会からも常に御注意を受けています。われわれの方も何とか早く事務を処理するようにしたい、ということで、ここ数年非常に増員いたしまして、四、五年前まで七百名程度の職員が現在九百四十名をこえるということで、ここ数年非

常に急激に増加してきた。増加した人員も、ほとんど大部分が審査官という特許の申請の審査をする職員であります。ですが、相当高い技術のある人は法律的な訓練が必要な仕事でございます。従つて、特にそういう新規の採用者に対しても訓練を強化する必要がございます。

なお、最近技術が非常に飛躍的に進歩いたしておりますので、従来の審査官あるいは審判官に対しましても、補充的な教育を強化する必要がございます。そういった関係で新しく工業所有権修習所といふものを設けて、人員その他は現在の特許庁の人員から流用いたしまして、ただ専門の方をそれぞれ講師として依頼するために、若干予算を計上されましたので研修所といふものを作りたい、ということをございます。

なお、最初に申しました意匠の関係の仕事を通商局にまとめますために、従来特許庁に付属していました意匠奨励審議会を本省の付属機関に直すといふことが、これに加わっております。

以上、五項目の今回の設置法改正の要点でございます。

### ○矢嶋三義君 ちよつと、資料要求が二つあるのです。

大体今のお説明でわかつたのですが、簡単な資料でよろしいのです。最近――最近といふか、近年ですね、近年の工業所有権出願の件数、内容の動向がほぼわかれればよろしいから、簡単なものでけつこうです。それをお願いいたします。

それからもう一つ、デザイン、意匠で最近ちよくちよくトラブルを耳にするのですが、そういう状況はどういう状況にあるか。しいて資料として出されなくても、数字をもつてお答えできるように御準備しておいていただきたい

い。これだけお願いしておきます。

○政府委員(齋藤正年君) 第二項目の  
デザイントラブルというのは、輸出  
関係のこととござりますか。

○矢嶋三義君 ええ、そうです。

○委員長(藤田進君) 本案の質疑は次  
回に譲ることにいたします。

他に御発言もなければ、本日はこれ  
にて散会いたします。

午後零時五十四分散会

二月二十日予備審査のため、本委員会  
に左の案件を付託された。

一、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

二、皇室經濟法施行法の一部を改正  
する法律案

三、行政機関職員定員法の一部を改  
正する法律案

四、憲法調査会法の一部を改正する  
法律案

五、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

六、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

七、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

八、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

九、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

十、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

十一、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

十二、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

十三、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

十四、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

十五、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

十六、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

十七、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

十八、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

十九、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

二十、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

二十一、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

二十二、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

二十三、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

二十四、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

二十五、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

二十六、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

二十七、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

二十八、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

二十九、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

三十、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

三十一、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

三十二、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

三十三、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

三十四、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

三十五、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

三十六、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

三十七、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

三十八、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

三十九、外務省設置法の一部を改正する  
法律案

第十条中「左の」を「次の」に改め、  
同条に次の一号を加える。  
四、外務省の所掌に係る海外經濟  
協力に関する事。

第十二条を次のよう改める。  
(国際連合局の事務)  
第十二条 国際連合局においては、  
次の事務をつかさどる。

一、国際連合に関する事。  
二、国際連合憲章第五十七条に規  
定する専門機関その他の国際機  
関に関する事。

三、原子力の平和的利用に関する  
国際協力に関する事。

四、国際会議への参加及び国際行  
政に関する事。

第十四条中「左の」を「次の」に、  
「在外公館等借入金整理準備審査会」  
を「在外公館等借入金整理準備審査  
会」に改める。

第二章第二節中第十六条の次に次  
の一条を加える。  
(外務省大阪連絡事務所)

第十六条の二、外務省大阪連絡事務  
所は、外務省の所掌事務につき、  
公私の団体その他関係者との連絡  
を行ふ機関とする。

2 外務省大阪連絡事務所は、大阪  
府に置く。

3 外務省大阪連絡事務所に、所長  
を置く。

4 所長は、所務を掌理する。

5 前各項に規定するものを除くほ  
か、外務省大阪連絡事務所に開設  
必要な事項は外務省令で定める。

附則

この法律は、昭和三十三年四月一  
日から施行する。

皇室經濟法施行法の一部を改  
正する法律

年法律第二百二十六号の一部を次の  
ように改正する。

第一条第一項中「国際協力局」を  
「国際連合局」に改める。

第六条第三項を次のように改める。  
アジア局及び經濟局に、それぞ  
れ次長一人を置く。

皇室經濟法施行法(昭和二十二年  
法律第百十三号)の一部を次のよう  
に改正する。

第七条中「三千八百万円」を「五千  
万円」に改める。

第八条中「百九十万円」を三百万  
円に改める。

第九条第六項中「七人」を「十二人」  
に改める。

第十条中「百四十号」の二部を次のよう  
に改める。

憲法調査会法(昭和三十一年法律  
第一百四十号)の一部を改正する法律

第百四十号の二部を次のよう改  
正する。

第九条第六項中「七人」を「十二人」  
に改める。

第十条中「百四十号」の二部を次のよう  
に改める。

第九条第六項中「七人」を「十二人」  
に改める。

行政機関の区分

定員

備考

本府  
公正取引委員会  
国家公安委員会  
首都圈整備委員会  
警察庁

二、二五一人  
二三七人

七、六二五人  
一〇八人

一〇八人  
一八八人

九三九人  
一五九九人

九三九人  
二五五人

九三九人  
一七四八人

九三九人  
一五九九人

九三九人  
一七四八人

うち九九九人は、  
警察官とする。

七、六二五人  
一〇八人

うち一〇、四九六  
人は、検察官の職  
員とする。

七、六二五人  
一〇八人

七、六

農林省	本省	二四、九三〇人	昭和三十三年七月三十一日	一〇三人
	食糧厅	二六、八五三人	昭和三十三年九月三十日	六八人
	林野厅	二五、二八七人	昭和三十四年二月二十八日	四〇人
	水産厅	一、四五五人		一人
農林省	計	七八、五二五人		
通商産業省	本省	一二、〇一〇人		
	特許局	九四四人	昭和三十三年五月十五日	二八〇人
	中小企業厅	一七四人	昭和三十三年十一月十五日	一八〇人
	計	一三、一二八人		一人
本省	船員労働委員会	一〇、四五六人	昭和三十四年五月十五日	一五〇人
	捕獲審査再審査委員会	五四人		
運輸省	海上保安庁	一〇、八二九人	昭和三十三年九月三十日	三人
	海難審判庁	一九一人	昭和三十三年五月十五日	一人
	氣象庁	五、二六四人	昭和三十三年九月三十日	一人
郵政省	本省	二六、七九九人	昭和三十三年五月十五日	一〇〇人
	中央労働委員会	二〇、五四四人	昭和三十三年五月十五日	二八〇人
	公共企業体等労働委員会	八五人	昭和三十三年五月十五日	一人
労働省	計	二〇、七五七人	昭和三十三年五月十五日	
建設省	本省	一四、四六六人	昭和三十四年五月十五日	一五〇人
合	計	一二八人		
合	計	六六七、二六一入		

農林省	本省	昭和三十三年九月三十日	昭和三十三年七月三十一日	調達厅
	食糧厅	昭和三十三年九月三十日	昭和三十三年九月三十日	昭和三十四年二月二十八日
	林野厅	昭和三十三年九月三十日	昭和三十三年九月三十日	四〇人
	水産厅	昭和三十三年九月三十日	昭和三十三年九月三十日	一人
厚生省	本省	昭和三十四年五月十五日	昭和三十三年七月三十一日	科学技術厅
	農林省	本省	昭和三十三年九月三十日	昭和三十三年五月十五日
	通商産業省	本省	昭和三十三年九月三十日	昭和三十三年九月十五日
	計	農林省 本省	昭和三十三年九月三十日	昭和三十三年九月十五日
第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。	附則第十項の表厚生省の項中「昭和三十三年五月十五日 二八〇人」を昭和三十三年五月十五日 一〇〇人に改める。	第三条 行政機関職員定員法の一部を改正する法律(昭和三十二年法律第五十九号)の一部を次のように改正する。	第三条 内閣総理大臣は、前条の諸問題に対する答申があつたときは、これを尊重しなければならない。	一 科学技術(人文科学のみに係るもの)を除く。(以下同じ)一般に関する基本的かつ総合的な政策の樹立に関すること。
昭和三十三年五月十五日 一五〇人	昭和三十三年五月十五日 二八〇人	昭和三十四年五月十五日 一〇〇人	四 前三号に掲げる事項に係る日本学術会議への諸問題及び日本学術会議の答申又は勧告に関すること。	二 科学技術に関する長期的かつ総合的な研究目標の設定に関すること。
合	計	六六七、二六一入	合	三 前号の研究目標を達成するための推進方策の基本の策定に関すること。

二月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。	科学技術会議設置法案	科学技術会議設置法	科学技術会議設置法	科学技術会議設置法
一、科学技術会議設置法案	科学技術会議設置法	科学技術会議設置法	科学技術会議設置法	科学技術会議設置法
一、総理府設置法の一部を改正する	科学技術会議設置法	科学技術会議設置法	科学技術会議設置法	科学技術会議設置法
（暫定定員）	（目的及び設置）	（組織）	（組織）	（組織）
第一条 科学技術の振興に資するため、総理府に、附屬機関として、科学技術会議(以下「会議」という。)を置く。	第六条 議長は、次の各号に掲げる者をもつて充てる。	2 議長は、会務を總理する。	3 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する議員が、その職務を代理する。	に掲げる事項に關して関係行政機関の施策の総合調整を行ふ必要があると認めたときは、当該事項について会議に諮問しなければならない。
第二条 改正後の行政機関職員定員法(以下「新法」という。)第三条第一項の規定にかかるわらず、次の表の上欄に掲げる各行政機関においては、それぞれ、同表中欄に掲げるまでの間の職員の定員は、同表下欄に掲げる員数を新法第二条第一項に規定する定員に加えたものとする。	（諸問）	（議長）	（議長）	（議長）
第二条 内閣総理大臣は、次の各号	二 文部大臣	二 大蔵大臣	二 大蔵大臣	二 大蔵大臣

三 経済企画庁長官  
四 科学技術庁長官  
五 科学技術に関する者 四人  
見を有する者 四人  
議長は、第四条及び前項の規定にかかると認めるとときは、関係の國務大臣を、議員として、臨時に会議に参加させることができる。

3 第一項第五号の議員のうち二人は、非常勤とする。  
第七条 前条第一項第五号の議員は、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 前条第一項第五号の議員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定にかかると認めるとときは、内閣総理大臣が任命する。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で両議院の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認を得られて、両議院の議員を任命しなければならない。

4 次の各号の一に該当する者は、前条第一項第五号の議員となることができない。  
一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者  
二 禁錮以上の刑に処せられた者  
第八条 第六条第一項第五号の議員の任期は、三年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の議員は、再任されることができる。  
第九条 第六条第一項第五号の議員は、第七条第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。  
内閣総理大臣は、第六条第一項第五号の議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号の議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

第十条 議員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 第六条第一項第五号の議員で常勤のものは、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。  
一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をすること。  
二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行うこと。

3 第六条第一項第五号の議員で非常勤のものは、在任中、前項第一号に該当する行為をしてはならない。

4 第六条第一項第五号の議員の給与は、別に法律で定める。  
第十二条 会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 会議に、幹事を置く。  
(資料提出の要求等)  
第十三条 会議は、その所掌事務を行ふため必要があると認めるとき、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、第六条第一項第五号の議員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は同号の議員に職務上の義務違反その他議員たるに適しない非行があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(施行期日)  
1 この法律は、公布の日から施行する。  
(第六条第一項第五号の議員の任期の特例)  
2 この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第五号の議員の任期は、第八条第一項の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については一年六月、二人については三年とする。

(総理府設置法の一部改正)  
2 この法律施行の後最初に任命される第六条第一項第五号の議員の任期は、第八条第一項の規定にかかるわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、二人については一年六月、二人については三年とする。

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

二 南方地域(硫黄島、伊平屋島、北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む)、珊瑚岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島をいう)、沖の鳥島及び南鳥島をいう。以下同じ)及び北方地域(政令で定める地域をいう。以下同じ)に関する事務を外務省の所掌に属する事務を除く、以下同じ)。

4 本邦と南方地域又は北方地域との間に於いて解決を要する事実について公の證明に関する文書を作成すること。

5 本邦と南方地域との間の貿易、文化の交流その他南方地域に関する事務及び北方地域に関する事務に關し、連絡し、あつせん、及び処理すること。

6 南方同胞援護会法(昭和三十二年法律第二百六十号)の施行に関する事務に關し、関係行政機関の事務の総合調整及び推進を行うこと。

7 第十条中「南方連絡事務局」を「日本政府南方連絡事務所」に改める。

8 第十三条を次のように改める。  
(日本政府南方連絡事務所)

9 第十三条 日本国政府南方連絡事務所(以下「南方連絡事務所」という。)は、南方地域において左の事務を行ふ機関とする。

10 第十三条第一項中「二局」を「三局」とし、第十七号の次に次の一号を加える。

11 第十六条第一項第五号の議員に於ける事務を行ふこと。

12 第十五条第一項の表中国土開発総合自動車道建設審議会の項の次に、「統計局」を「統計局」に改める。

13 第九条 特別地域連絡局においては、左の事務を行ふこと。

14 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

15 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

16 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

17 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

18 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

19 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

20 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

21 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

22 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

23 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

24 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

25 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

26 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

27 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

28 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

29 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

30 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

31 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

32 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

33 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

34 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

35 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

36 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

37 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

38 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

39 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

40 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

41 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

42 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

43 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

44 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

45 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

46 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

47 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

48 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

49 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

50 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

51 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

52 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

53 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

54 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

55 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

56 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

57 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

58 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

59 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

60 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

61 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

62 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

63 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

64 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

65 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

66 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

67 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

68 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

69 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

70 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

71 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

72 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

73 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

74 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

75 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

76 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

77 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

78 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

79 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

80 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

81 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

82 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

83 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

84 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

85 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

86 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

87 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

88 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

89 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

90 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

91 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

92 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

93 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

94 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

95 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

96 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

97 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

98 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

99 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

100 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

101 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

102 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

103 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

104 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

105 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

106 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

107 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

108 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

109 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

110 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

111 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

112 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

113 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

114 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

115 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

116 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

117 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

118 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

119 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

120 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

121 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

122 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

123 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

124 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

125 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

126 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

127 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

128 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

129 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

130 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

131 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

132 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

133 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

134 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

135 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

136 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

137 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

138 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

139 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

140 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

141 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

142 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

143 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

144 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

145 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

146 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

147 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

148 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

149 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

150 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

151 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

152 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

153 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

154 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

155 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

156 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

157 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

158 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

159 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。

160 第九条第一号から第四号まで衆議院の政府機関との連絡を行ふ機関とする。



第二条第十五号中「第十三条の十」に改める。

二月二十六日本委員会に左の案件を付託された。  
一、傷病者の増加恩給増額等に関する請願(第八〇〇号)  
一、金・勲章年金等復活に関する請願(第八〇〇号)  
一、岩手県花泉地域の寒冷地手当に関する請願(第八〇一号)(第八〇八号)

傷病恩給に内在せる不均衡(間差又は  
過減率)を旧法による間差(過減率)の  
とおり是正すること、(三)家族加給は  
現在員数に支給すること等の改正措置  
を講ぜられたいとの請願。

第八〇〇号 昭和三十三年二月十七日受理

金・勲章年金等復活に関する請願(第八〇一号)(第八〇八号)

請願者 山口県徳山市一番丁

三、四二一 重広三馬

外百六十二名

紹介議員 野本 品吉君

軍人恩給の加算制復元に関する請願(第八〇七号)

一、国立病院等の勤務医師の待遇改善に関する請願(第八二八号)

一、旧日本医療団職員の恩給等に関する請願(第八二九号)

一、東北開発局設置に関する請願(第八三三号)

第八〇一号 昭和三十三年二月十七日受理

岩手県花泉地域の寒冷地手当に関する請願

請願者 岩手県西磐井郡花泉町

弘智外百七十八名

紹介議員 鶴見 祐輔君

岩手県教員組合西磐井

支部花泉支会内 三浦

第八二二号 昭和三十三年二月十八日受理

岩手県における寒冷地手当支給地区区分は、五、四、三級の三段階に分けられ

現行のように増加恩給並びに傷病年金が支給されるようになつたが、その後普通恩給及び公務扶助料は再三増額されたにもかかわらず傷病恩給のみは不合理であるから(一)増加恩給並びに傷病年金を普通恩給と同様一万五千円ベースにより兵の第一項症の年額を二十万一千円に増額すること、(二)

請願者 横浜市戸塚区戸塚町二

内 森本昇市

紹介議員 相澤 重明君

昭和二十八年恩給法の一部が改正され

現行のように増加恩給並びに傷病年金

が支給されるようになつたが、その後普通恩給及び公務扶助料は再三増額さ

れましたにもかかわらず傷病恩給のみは一

錢の増額もなくすえ置かれていること

は不合理であるから(一)増加恩給並

びに傷病年金を普通恩給と同様一万五千円ベースにより兵の第一項症の年額を二十万一千円に増額すること、(二)

第八〇八号 昭和三十三年二月十八日受理

岩手県花泉地域の寒冷地手当に関する請願

請願者 岩手県西磐井郡花泉町

花泉町立永井中学校

内 千田幸男外百七十

八名

紹介議員 小笠原三男君

この請願の趣旨は、第八〇一号と同じである。

第八〇七号 昭和三十三年二月十七日受理

軍人恩給の加算制復元に関する請願(第八〇七号)

紹介議員 竹下 豊次君

東京都目黒区駒場町八

六一旧軍人恩給連合会

軍人恩給の加算制復元に関する請願(第八〇七号)

紹介議員 竹下 豊次君

内 原田二郎

六一旧軍人恩給連合会

軍人恩給の加算制復元に関する請願(第八〇七号)

紹介議員 竹下 豊次君

東京都目黒区駒場町八

六一旧軍人恩給連合会

軍人恩給の加算制復元に関する請願(第八〇七号)

紹介議員 竹下 豊次君

内 原田二郎

六一旧軍人恩給連合会

下と新しい有能者の獲得困難から次第にその機能を失い、適正な国民医療維持推進上憂べき事態の到来が予想されるから、すみやかにこれが待遇の改善を図られたいとの請願。

第八二九号 昭和三十三年二月十八日受理

旧日本医療団職員の恩給等に関する請願

紹介議員 近藤 鶴代君

岡山県都窪郡早島町早

島四、〇六六 今村保

請願者 岡山県都窪郡早島町早

島四、〇六六 今村保

昭和三十三年三月四日印刷

昭和三十三年三月五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局